

登録票再交付申請

登録票を破り、汚し、又は失ったときは、再交付を申請することができます。

届出書	別記第 13 号様式（毒物及び劇物取締法施行規則第 11 条の 3 関係）
提出時期・部数	随時、1 部
手数料	4,000 円
添付書類	登録票（破り、汚したとき）
再交付申請の理由欄の記載事項	再交付を申請する理由について記載してください。
申請時の注意事項	・登録票の再交付を受けた後に、失った登録票を発見したときは、返納しなければなりません。 ・申請者が法人の場合、住所・氏名欄にはそれぞれ、主たる事務所の所在地・名称及び代表者名を記入してください。 ・登録年月日は、登録票の有効期間の初日を記載してください。 ・登録番号は、開設中は変わりませんので、新規登録時の番号を記載してください。
<根拠法令> 毒物及び劇物取締法第 23 条の 4（政令への委任） 毒物及び劇物取締法施行令第 36 条（登録票の再交付） 〃 第 37 条（省令への委任） 毒物及び劇物取締法施行規則第 11 条の 3（登録票の再交付の申請書の様式）	